

徳島阿波おどり空港旅行助成事業

対象者

旅行会社

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社

対象期間

令和2年4月1日から
令和3年1月31日までのもの。

団体旅行の場合

【助成要件】

- 対象の航空路線
 - 徳島空港を利用した直行便
「札幌-徳島線(8月)」、「福岡-徳島線」
「羽田-徳島線」は対象外となります。
 - 徳島空港を利用した羽田乗継便
- 徳島県内の施設に宿泊する旅行
- 構成人数が5人以上(添乗員は含まない)

【助成額】

- 直行便利用の場合
往復:1人あたり**5,000円**
片道:1人あたり**3,000円**
- 乗継便利用
往復:1人あたり**3,000円**
片道:1人あたり**2,000円**

個人旅行の場合

【助成要件】

- 対象の航空路線
 - 徳島空港を利用した直行便
「札幌-徳島線(8月)」、「福岡-徳島線」
「羽田-徳島線」は対象外となります。
 - 徳島空港を利用した羽田乗継便
- 徳島県内の施設に宿泊する旅行
- 「新たに造成した旅行商品」又は
「新たな販売促進策を実施した旅行」
- 申請は、毎月1回まで、かつ、
5,000円以上200,000円であること。

【助成額】

往復:1人あたり**2,000円**
片道:1人あたり**1,000円**

更に、徳島県内のレンタカー事業者を利用した場合
一旅行あたり**2,000円追加**助成

交付申請

申請者

交付決定通知

協議会

実績報告

申請者

助成金額の
確定通知

協議会

請求

申請者

請求受付・支払は各期末
にまとめて行
います。

旅行実施

助成手続の流れ

	旅行実施期間	請求書受付
前期	R2.4.1~ R2.8.31	R2.9.1~ R2.9.7
後期	R2.9.1~ R3.1.31	R3.2.1~ R3.2.7

お問合せ先

徳島空港利用促進協議会(徳島県次世代交通課)
〒770-8570 徳島県徳島市万代町1丁目1番地
TEL:(088)621-2685 FAX:(088)621-2832
E-mail: jisedaikoutsuka@pref.tokushima.jp



<新たな販売促進策例>
・リムジンバスチケット付き
・大塚国際美術館チケット付き
・お土産購入券付き etc.

令和2年度のみ!旅行助成額を増額!

徳島-地方空港の直行便及び乗継便について

- **直行便**・・・徳島-福岡便又は徳島-札幌便を利用した旅行。
(徳島着の場合は、県内1泊以上要)

※それぞれ、福岡又は札幌から乗継便があっても、直行便利用としてみなす。

- **乗継便**・・・徳島-羽田-地方空港便を利用した旅行。

団体旅行の場合

通常助成額

- 直行便利用の場合
往復：1人あたり5,000円
片道：1人あたり3,000円
- 乗継便利用
往復：1人あたり3,000円
片道：1人あたり2,000円



特別助成額

- 直行便利用の場合
往復：1人あたり **10,000円**
片道：1人あたり **6,000円**
- 乗継便利用
往復：1人あたり **6,000円**
片道：1人あたり **4,000円**

個人旅行の場合

通常助成額

往復：1人あたり2,000円
片道：1人あたり1,000円

更に、徳島県内のレンタカー事業者を利用した場合
一旅行あたり2,000円追加助成



特別助成額

往復：1人あたり **5,000円**
片道：1人あたり **3,000円**

更に、徳島県内のレンタカー事業者を利用した場合
一旅行あたり2,000円追加助成

旅行需要回復を後押しするため、
令和2年度限りの特別助成を設定しました。
この機会に、是非とも商品造成を!

